

岐阜県公報

第 十 五 号

令 和 元 年 六 月 二 十 五 日

(火 曜 日)

目 次

規 則
岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

公 示

公共測量の実施

開発行為の工事の完了

落札者等に関する公示

土地改良区の定款の変更認可

正 誤

保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(人 事 課) 八五ページ

(治 山 課) 八六

(用 地 課) 八六

(建 築 指 導 課) 八七

(図 書 館) 八八

(西 濃 農 林 事 務 所) 八八

(治 山 課) 八八

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 元 年 六 月 二 十 五 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表選挙長の項、選挙分会長の項及び審査分会長の項中「二〇、六〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項及び審査分会立会人の項中「八、八〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の本則第二号の表選挙長の項から審査分会立会人の項までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙又は最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬の額について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人の報酬の額については、なお従前の例による。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

令 和 元 年 六 月 二 十 五 日

告 示

岐阜県告示第八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町三日町字塩屋洞二四四五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

令和元年六月二十日から
令和二年三月十三日まで

四 作業地域

本県市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

令和元年七月一日から
令和二年三月十九日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

同中建築第六三三号の七 平成三〇・九・一八 同中建築第六六号の三 同三一・一・三〇 同中建築第七六号 令和元・五・二〇	美濃加茂市下米田町信友字天神洞六〇八番二の二部、六〇八番三の一部、六一四番一、六二五番一、六二六番一、六二七番一、六二八番一、六三三番一、六三六番一、六三七番一、六三八番一、六三八番二の一部、六三九番一、六四一番一、六四二番一、六四四番一、六四五番一、六四八番一、六四九番一、六五〇番一、六五一番一、六五二番一、六五三番一、六五四番一、六五七番一、六六二番一、六六二番一、六六五番一、六六六番一、六六七番一、六七六番一、六七七番一、六七八番一、六七九番一	道路 緑地 水路	同	中津川市苗木九一六七番地 株式会社エヌ・エス・ピー 代表取締役 鈴木 捷也 中津川市苗木九一六七番地 株式会社NSPSS 代表取締役 鈴木 捷也
同岐阜西建築第四一〇号の五 平成三〇・一一・二六	安八郡安八町森部字南沼一七六番一、一七八番一、一七七四番、一七七五番、一七七六番一、一七七六番一、一七七七番一、一七七七番二、一七七八番、一七七九番一及び一七七九番二	道路	同	大垣市直江町三五九番地 株式会社イワサ物流 代表取締役 長 屋 聡
同岐阜西建築第三九号の二 平成三〇・一一・七	不破郡垂井町綾戸字荒越八八二番一、八八七番三八	道路	同	瑞穂市本田二〇八番地二 株式会社クロパー 代表取締役 関 谷 誠
同岐阜西建築第四〇号の四 平成三〇・一一・四	安八郡神戸町大字末守字清水一〇九番一	道路	同	大垣市鶴見町二八三番一 株式会社伸 代表取締役 菱 田 大次郎
岐阜県指令岐阜西建築第三四号の七 平成三〇・一一・三三	羽島郡岐南町八剣北四丁目八二番及び八三番	道路、下水	開発登録簿による	大垣市鶴見町一五七番地一 株式会社フジ不動産 代表取締役 小林 英夫

開発許可を受けた者の住所及び氏名

六八〇番一、六八二番一、六八三番一、 六八四番一、六八七番一、六八八番一、 六八九番一、六九〇番一、六九二番一、 六九三番一、七〇三番一及び七〇四番一 の一節			
---	--	--	--

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県図書館誌情報システム再構築及び維持管理業務
委託並びに機器賃借 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成31年4月19日
- 4 落札者を決定した日 令和元年5月30日
- 5 落札者の氏名及び住所 富士通・富士通リーヌ共同企業体
岐阜市橋本町二丁目8番地
富士通株式会社 岐阜支店
支店長 安井 昌隆
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番3号
富士通リーヌ株式会社 中部支店
支店長 相良 長典
- 6 落札金額 153,890,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県図書館企画課
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目2番1号

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
大垣土地改良区	令和元・六・二二

正 誤

（原稿誤り）
令和元年五月二十一日第五号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第十七号）二四頁上段後から四行目中「(一) 立木の伐採の限度」は、「(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種」の誤り。